

(第一類 第二号)

第一回国会 衆議院 治安及び地方制度委員会議録第二十号

昭和二十二年十月四日(土曜日)

午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 中島 茂君 理事 松本 頼三君

理事 酒井 俊雄君

理事 松原 貞造君

理事 佐藤 通吉君

理事 坂口 玉税君

理事 大村 清一君

理事 加藤吉太夫君

理事 久保田鶴松君

理事 大澤嘉平治君

理事 千賀 康治君

理事 中垣 國男君

理事 外崎千代吉君

委員外の出席者

専門調査員 有松 昇君

十月二日

地方自治連盟の即時解散に関する請願(坂東幸太郎君紹介)(第七三六號)の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

道路交通取締法案(内閣提出)(第四〇號)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開會いたします。

本日の日程は道路交通取締法案であります。本法案は十月二日の委員會において討論採決いたしました。諸般の事情からこれを再議に付する必要を認めず。本法案を再議いたしません。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂東委員長 それでは御異議なければさよう決定いたします。

○門司委員 本法案の再議につきま

ては、附則の條項に、施行の期日を政令をもって定めると書いてあるものを直したいと考へるのであります。それは第一に、この政令によつて時期を定めるといふことが、諸般の事情から考へて適當でないといふこと。さら

にその理由をいたしましては、道路交通の取締令、府縣警察令、自動車取締令等が昭和二十二年の十二月三十一日までの効力を失うことになつております。これは法律の第七十二號で、この法令に關連いたしまして、この施行の期日を昭和二十三年の一月一日から施行するといふ一項を加へたいと思ふのであります。これは各派の共同提案といつたしまして修正したいと存するのでございますが、どうぞ御賛成を願ひたいと思ひます。

○坂東委員長 ただいま門司君の修正御意見は、附則をこの法律は昭和二十三年一月一日よりこれを施行する、こ

ういふことではあります。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂東委員長 御異議なしと認めます。それでは道路交通取締法案を議題として採決いたします。まずもつて修正案につきまして御異議ない方の起立を願ひます。

〔議員起立〕

○坂東委員長 起立議員。修正案の通り決定いたしました。

次にこれを除きましたあとの原案全部について、つまり修正以外の原案に

ついて賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○坂東委員長 起立議員。原案も全部その通り決定いたします。本法案は修正の上全部可決確定いたしました。

本日はこれにて散會いたします。

午前十一時三十七分散會

〔参照〕

道路交通取締法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨

本法は、道路における危険を防止し、その他の交通の安全を圖ることを目的として制定せんとするものであつて、總則、車馬及び軌道車、雜則(罰則の四部分に分れてゐる。而して、その内容の大略は、先ず道路、自動車道、車馬、自動車、軌道車等の定義を下し、歩行者、車馬の通行方法を示し、警視總監、道府縣知事及び警察官は、それぞれ交通安全のため必要な具體的處分をすることが出来る旨を規定してゐる。又無謀運轉の意味及びその禁止、速度の制限、自動車免許證、定期検査、緊急自動車、交通事故の場合の措置、警察署長の許可、違反の際の罰則等を規定し、なお必要な細目は、これを命令の規定に關つてゐる。

二 議案の目的

終戦後復興の進展に伴い、交通の激増と共に伴う事故の激發と

は憂へべき傾向を顯著し、このままに放任するときは、生命財産の

上に及ぼす損害をいよいよ大ならしめることとなる。然るに現行の道路取締令及び自動車取締令は、制定後既に多くの年月を閲し、現情に即應しないので、これらの法令を整備し、新たに道路交通取締法を制定することによつて、道路における危険を防止し、その他の交通の安全を圖ることとしたのが、本案の目的である。

三 議案の議決理由

時代の要求に即しない道路取締令及び自動車取締令を廢し、その代りに本法案を制定することは、交通の安全を圖り、事故の減少を來し、延いては復興の促進、文化の向上に資すること大なるものがある。適切なるものと認め、

が、本法案附則に、この法律施行の期日は政令でこれを定めるとあるのは、第一に法律施行の時期を政令で定めるのは妥當でないこと、第二に現行諸取締令は今年十二月三十一日までの効力を失うものであることとの二點より考へて、

本法案は別紙の如く修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十月四日

治安及び地方制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡駒吉殿

(小字及び一は修正)

道路交通取締法案の一部を次のように修正する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

左に掲げる命令は、これを廢止する。

道路取締令

自動車取締令

形像取締規則

道路取締令及び自動車取締令は、この法律施行前になした行為に關する罰則の適用については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

昭和二十二年十一月十四日印刷

昭和二十二年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局